

## 5 倫理規程

### 5.1 倫理指針

以下の行為を禁止する。

#### (1) 二重投稿

当該論文と同等の内容が原著論文として他誌に投稿されてはならない。原著論文とは学会等が発行する査読を伴う出版物のことを指す。ただし、国際会議・大会・研究会等の予稿集は原著論文とは見なさない。投稿とは論文の受付から掲載までの全ての過程を含む。

#### (2) 捏造・改ざん・盗用

捏造とは、事実にもとづかないデータ等を故意に作り出すことをさす。改ざんとは、データ等を根拠なく故意に書き換えることを指す。盗用とは、他人の得たデータや知見を許可なく自身の得たものとして用いることを指す。

#### (3) 人権の侵害

被験者を用いる研究等においては、実験の過程および論文の表現において、被験者の自由意志やプライバシーが侵されることがあってはならない。著者の所属機関に関する倫理規則等が定められている場合には、当該研究はこれを遵守して実施されていなければならない。

### 5.2 倫理指針違反に対する罰則

違反の程度や内容に応じて、以下の罰則の一部または全部が適用される。

- (1) 当該論文の不採録
- (2) 投稿者全員の本学会の論文誌および学会誌への投稿禁止
- (3) 二重投稿先への周知
- (4) 著者の所属する組織への通知
- (5) 掲載後に発覚した場合は掲載の取り消しとその周知